

第5回 西会津町農業委員会総会議事録

1. 期日

令和2年11月20日

2. 場所

役場大会議室

3. 招集者 西会津町農業委員会会長 江川 新壽

4. 出席委員

(農業委員)

1番委員	渡部 定衛	2番委員	佐藤 健一	3番委員	三瓶 常夫
4番委員	岩原 稔	5番委員	矢部 幸彦	6番委員	江川 政次
8番委員	小原 利道	9番委員	仲川 久人	10番委員	星 敬介
11番委員	佐藤 正光	12番委員	江川 新壽		

(推進委員)

2番委員	伊藤 一郎	3番委員	杉原 徳夫	4番委員	目黒 信一
5番委員	長谷川耕二	6番委員	長谷川辰男	7番委員	加藤 勝
8番委員	佐藤 武	9番委員	山口 幸平	10番委員	小野木洋一
11番委員	猪俣 久一				

5. 欠席委員

(農業委員) 7番委員 三留 弘法

(推進委員) 1番委員 三留 智篤

6. 総会に出席した職員

事務局長 矢部

事務局次長 高津

事務局員 秦

7. 開会

午前8時57分

8. 閉会

午前9時40分

議長 おはようございます。
早くよりお集まりいただき、誠にありがとうございます。
総会が終わり次第、農地パトロールを尾野本地区と群岡地区を予定しています。
終わりましたら昼食をとり、そのまま意見交換ということで考えています。
本日は、三留弘法委員が欠席の報告がありました。
これより総会を開会します。
本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して11名が出席しておりますので、会議規則第9条の委員過半数出席により、総会は成立しております。
それでは、これより「第5回西会津町農業委員会総会」を開催します。本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。

議長 それでは会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第30条の規定により、
5番 矢部 幸彦 委員 10番 星 敬介 委員
をお願いします。

議長 続いて、会議次第3・報告事項に移ります。
報告第1号「主要業務報告」について、事務局より報告させます。

事務局次長 （主要業務について報告する。） ～

議長 業務の執行状況にありました「福島県下農業委員会大会」について参加しました委員の中から、感想をお願いします。
8番委員をお願いします。

8番委員 大会に参加させていただきました。コロナ禍のため、参加者が200人くらいで、以前とは違って少なかった。
寂しい大会であった。
大会宣言も中止。記念講演を1時間聞いて帰ってくる形でした。
記念講演で印象に残ったことは、産地として作り上げたことが原発事故で評価を落とした。回復については、最低でも30年かかるだろう。損害賠償として、個人にはお金をいただいているが、もらっている間は評価は戻らない。戻すためにお金を使わないとだめである話をされた。
なるほどだなあという印象を持ちました。

議長 　ただいま報告のありました「主要業務報告」について、委員各位の質問、意見を求めます。

議長 　質問がなければ、これで質問を終わります。

議長 　続いて、会議次第４・付議事件に移ります。
議案第１号「土地の現況確認について」を議題とします。

議長 　それでは事務局の説明を求めます。

事務局次長 　資料を基に説明（〇〇地内）

議長 　事務局の説明が終わりましたので、次に現地調査を担当された伊藤一郎推進委員の報告をお願いします。

伊藤推進委員 　１１月１１日に、現場確認を実施しました。

現場の状況ですが、登記簿上畑ですが、農地法を知らずに、平成元年に倉庫を建築してしまった。築３１年になり、現在も使用している。

その土地は、一部コンクリート敷きや砂利敷きのため、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であります。

議長 　事務局並びに担当調査委員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長 　質疑がありませんので、これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 　これから討論を行いません。討論はありませんか。

議長 　討論なしと認めます。
これから、議案第１号「土地の現況確認について」を採決します。
本案は申請のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「土地の現況証明について」は申請のとおり承認されました。

議長 続きまして、議案第2号「西会津町農業委員会規則の一部を改正する規則」を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局次長 資料を基に説明する。

今回の改正の理由は、平成28年4月1日に施行された農業委員会等に関する法律の改正により、今まで第29条第2項であった、身分を示す証票が、第35条第2項に改正された。

また、文言も改正されている。

本来は、平成28年に改正しなければならなかったが、未処理であったために、今回改正する理由であります。

訂正としまして、別表第2の第35条第2項の「掲示しなければ」の削除を依頼し、お詫びする。

改正箇所は、22ページからの新旧対照表をご覧ください。

下線の部分が改正箇所であります。

24ページの別表第2の第35条第2項の「掲示しなければ」の削除を依頼。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

10番委員 「提示しなければ呈示しなければ」のどちらが正しいのか。

事務局次長 下線を引いた提示しなければが正しいです。

呈示は重複しまして、削除をお願いします。

議長 2ヶ所書いてある。もう一度説明をしてください。

事務局次長 アンダーラインを引いた方が正しいです。

事務局長 24ページを見ていただくと改正になる訳ですが、アンダーラインの後の「呈示しなければ」を消し忘れたので、消してもらってください。

補足として、今回の規則の改正は農業委員会法の改正によって、町の農業委員会の規則を改正することですが、平成28年に改正されまして、すみやかに改正すべきところでしたが、いまになってしまいました。

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 これから討論を行ないます。討論はありませんか。

議長 討論なしと認めます。

これから、議案第2号「西会津町農業委員会規則の一部を改正する規則」を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「西会津町農業委員会規則の一部を改正する規則」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、次第5・その他に移ります。

事務局次長 (1) 農地パトロールの調査結果については、後で説明します。

(2) 当面の日程について、資料を基に説明。

(3) 事務局より次回総会開催日について説明。

議長 (2) 当面の日程についてと (3) 次回の総会について何かございませんか。

議長 なければ (4) その他に移ります。

事務局、何かありませんか。

事務局次長 特にありません。

議長 皆さん何かありませんか。

議長 ないので、以上で本日予定されていた案件は全て終了しま

した。

皆さんから何かありましたらお願いします。

議長

他になければ、これで「第5回西会津町農業委員会総会」を閉じます。